

2014 年度税制改正で、毎年金融機関の変更が可能に

金融調査部 制度調査担当部長
吉井 一洋

当初の制度は、同一の勘定設定期間中は、NISA 口座の開設先を他の証券会社・金融機関に変更することはできませんでした。しかし、2014 年度税制改正により、2015 年から、毎年、開設先を変更することができるようになりました。

1 口座開設手続の日程短縮

NISA は 1 人 1 口座が原則です。この 1 人 1 口座を担保するため、NISA を開設するためには、[図表 1](#) の勘定設定期間ごとに税務署が交付する「非課税適用確認書（確認書）」を受け取って、非課税口座開設届出書とともに、口座を開設する証券会社・金融機関に提出する必要があります。確認書の交付を受けるためには、[図表 1](#) の交付申請書提出期間中に氏名、生年月日、住所、基準日時点の住所などを記載した交付申請書を、NISA を開設しようとする証券会社・金融機関を通じて税務署に提出します。交付申請書には、基準日時点の住所を証する書類として住民票の写しなどの書類、基準日以降に転居した場合には、転居前の市区町村の窓口で交付される住民票の除票の写しなどの添付が必要となります。交付申請書の提出を受けた税務署は、その提出者が、他の証券会社等で非課税口座を開設していないことを確認し、確認できれば、確認書を交付します。

図表 1 勘定設定期間、基準日など

勘定設定期間	基準日	交付申請書提出期間
2014 年 1 月 1 日～ 2017 年 12 月 31 日	2013 年 1 月 1 日	2013 年 10 月 1 日～ 2017 年 9 月 30 日
2018 年 1 月 1 日～ 2021 年 12 月 31 日	2017 年 1 月 1 日	2017 年 10 月 1 日～ 2021 年 9 月 30 日
2022 年 1 月 1 日～ 2023 年 12 月 31 日	2021 年 1 月 1 日	2021 年 10 月 1 日～ 2023 年 9 月 30 日

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

当初、税務署での確認の処理には、約 4 週間から 6 週間の期間を要することとされていましたが、現在は約 3 週間から 4 週間に短縮されています。さらに、証券会社等が e-Tax（国税電子申告・納税システム）で交付申請を行った場合は、通常、その交付申請申請を行ってから約 2 週間から 3 週間で、その証券会社等に確認書交付の有無のデータが提供されます。

2 毎年、取扱金融機関の変更が可能に

交付申請書は同一の勘定設定期間に重複して提出できません。したがって、従来の制度では、口座開設後、同一の勘定設定期間内に他の証券会社・金融機関に口座を変更することができないことになっていました。しかし、2014 年度税制改正によって、所定の手続きを行えば、取扱証券会社・金融機関を変更することができるようになりました。

NISA の毎年の 100 万円までの投資枠のことを非課税管理勘定といいます。図表 1 の勘定設定期間ごとに、4 つ、4 つ、2 つの非課税管理勘定が設定されることとなります。例えば、ある個人（X さん）が A 金融機関から B 証券会社に取り扱う業者を変更する場合は、A 金融機関の NISA 口座は残したままで、B 証券会社に新たに NISA 口座を開設し、非課税管理勘定を設定することとなります。具体的には、次のような手続きを経て、変更することとなります。

- ① X さんは、変更日の属する年（変更年）の前年の 10 月 1 日から変更年の 9 月 30 日までの間に、A 金融機関の営業所の長に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する。
- ② 「金融商品取引業者等変更届出書」の提出を受けた A 金融機関の営業所の長は、当該変更届出書の提出者の氏名、整理番号、変更届出書の提出を受けた旨その他の事項（届出事項）を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、e-Tax を用いて提供する。
- ③ A 金融機関の営業所の長は、X さんに対して、非課税管理勘定の廃止年月日、非課税管理勘定を設定できる年分その他の事項を記載した「非課税管理勘定廃止通知書」を交付する。
- ④ X さんは、「非課税管理勘定廃止通知書」を添付した「非課税口座開設届出書」を、新たに NISA 口座を開設する B 証券会社の営業所の長に、変更年の前年の 10 月 1 日から変更年の 9 月 30 日（上場株式等を当該口座に受け入れる日の方が早ければその日）までの間に提出する。
- ⑤ B 証券会社の営業所の長は、X さんの氏名、整理番号、廃止通知書の提出を受けた旨その他の事項（提出事項）を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、e-Tax を用いて提供する。
- ⑥ 提供を受けた税務署長は、X さんに廃止通知書を発行した A 金融機関の営業所の長から、変更届出書に係る届出事項の提供の有無を確認し、X さんから廃止通知書の提出を受けた B 証券会社の営業所の長に、下記を、e-Tax を用いて提供する。
 - ア. 届出事項の提供がある場合は、B 証券会社に NISA 口座を開設できる旨その他の事項
 - イ. 届出事項の提供がない場合は、B 証券会社に NISA 口座の開設ができない旨その他の事項
 - ウ. B 証券会社からの提出事項の提供前に既に当該税務署長又は別の税務署長に対して X さんにつ

いての提出事項の提供がある場合は、B証券会社に非課税口座を開設できない旨その他の事項
⑦ B証券会社の営業所の長が上記のアの提供を受けた場合は、XさんのNISA口座を開設する。

上記のケースで、Xさんが、A金融機関の非課税管理勘定で既に上場株式等を購入している場合は、その年はB証券会社にNISA口座を設けることはできません。

上記のケースでは、A金融機関のNISA口座は廃止されておらず存続しています。例えば、Xさんが2016年にB証券会社にNISA口座を開設し非課税管理勘定を設けた場合でも、XさんがA金融機関のNISA口座に設定していた2014年、2015年の非課税管理勘定は、引き続き非課税で運用できます。

しかし、XさんがA金融機関のNISA口座を廃止して、2016年にB証券会社にNISA口座を開設した場合は、A金融機関のNISA口座の2014年、2015年の非課税管理勘定は廃止され、非課税での運用を継続できませんので、注意が必要です。

この改正は、2015年1月1日以後に手続き（金融商品取引業者等変更届出書の提出）が行われる場合に適用されます。したがって、上記のケースで、Xさんが仮に2015年にB証券会社にNISA口座を設けて非課税管理勘定を設定したい場合は、2015年1月1日から2015年9月30日までの間に変更届出書をA金融機関に提出することになります。2015年10月1日以後に変更届出書が提出された場合は、2016年からの変更となります。

3 出国した場合の取扱い

A金融機関にNISA口座を開設していたXさんが外国に出国する場合、XさんはA金融機関の営業所の長に出国届出書を提出しなければなりません。出国届出書の提出により、XさんがA金融機関のNISA口座の「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなされます。この場合、A金融機関はXさんの氏名、整理番号、廃止届出書の提出を受けた旨その他の事項を、営業所の所在地の所轄税務署長に、e-Taxを用いて提供します。この場合、A金融機関は、「非課税口座廃止通知書」をXさんに交付する必要があります。

Xさんが帰国し、同じA金融機関又は別のB証券会社にNISA口座を開設する場合には、「非課税口座開設届出書」に「非課税口座廃止通知書」を添付して口座を開設する営業所の長に提出します。以下の手続きは、2と同様です。

Xさんが2014年中に出国した場合、出国の際に「非課税口座廃止通知書」は交付されません。その後、2015年以降に帰国した場合は、2015年1月1日から2019年9月30日までの間に、1回に限り、NISA口座を開設していたA金融機関の営業所の長に、「非課税口座廃止通知書」の交付を依頼することができます。

(次回予告：政府が期待する活用方法と各社の対応)
以上